

## 指導検査の結果について

令和 2 年 1 年 月 11 日  
わかたけかなえ保育園  
園長 山本 慎介

令和元年 12 月 9 日に実施されたわかたけかなえ保育園の指導検査について、板橋区子育て支援施設課運営指導係より令和元年 12 月 25 日付で「令和元年 9 月 30 日付け 31 板子施第 254 号により実施した指導検査において、別紙のとおり改善を要する事項が認められました」との通知を受けました。

通知を受け、下記のとおり令和元年 12 月 27 日付で「改善状況報告書」を作成し同係に提出しています。

### 【改善を要する事項】

避難・消火訓練を毎月実施していない。

保育施設においては、避難及び消火に対する訓練を、月 1 回以上実施しなければならないとされている。

しかし、貴施設においては、平成 30 年 4 月及び 12 月について、消火訓練を実施したことが訓練記録から確認することができなかった。

また、消火訓練を実施した月についても、訓練機を国は具体的な内容等が記載されていなかった。

今後は、避難及び消火訓練を月 1 回以上実施した上で、実施内容についても具体的に訓練記録に記載すること。

### 【改善状況又は方策】

消火訓練は毎月 1 回実施しており、指摘のあった平成 30 年 4 月及び 12 月についても滞りなく実施したところではあるが、担当者の認識に誤りがあったことにより、記録が不足していたものである。

以降、「避難訓練実施記録」の書式における「初期消火訓練」「避難誘導訓練」について具体的な内容の記載欄を設けることにより、記録の正確性及び具体性を高めるものとする。

### 【改善の時期(期限)】

12 月 9 日以降改善済

また、検査当日に口頭により指導・助言を受けた事項があります。以下、実地検査指導事項票に記載された文言を以下に転記し、それぞれに対する当園の見解及び対応を列記します。

### 【運営管理】

○ 苦情解決のための第三者委員について、複数名の設置をご検討ください。

⇒ 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針」（厚生労働省）により、「第三者委員は、中立・公正性の確保のため、複数であることが望ましい」とされていることは認識していますが、同時に「第三者委員への報酬は中立性の確保のため、実費弁償を除きできる限り無報酬とすることが望ましい」ともされており、氏名や連絡先の公表を要するような職務を無報酬にて依頼しなければならないことから、必要最低限に留めたいと考えています。

○ 不審者対応訓練の実施について、ご検討ください。

⇒ 殺傷を目的とした事件においては、児童及び職員に被害が必ず生じるものと想定していますので、教育上の観点から児童とともに具体的な訓練を実施することについて消極的です。

○ 消防計画に規定された自主点検の実施をお願いします。

⇒ 下記の規定に基づいて実施します。

(1) 消防用設備等の法定点検のほかに、自主点検を実施する。

ア 自主点検は、別表4の『自主点検チェック表「消防用設備等」』に基づきチェックする。

イ 実施時期は、おおむね3月と9月の年2回とする。

(2) 別表3の『自主検査チェック表「定期」』に基づき、建物等の自主検査を実施する。

○ 研修レポートの回覧について、職員会議録同様に確認欄を設ける等の検討をお願いします。

⇒ 「保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならない」（保育所保育指針）とされており、受講する研修の大半は個々の職能や職責に応じたものであって、全体周知を要するものではないことから、職員会議録とは異なるものと考えています。

一方、「研修で得た知識及び技能を他の職員と共有することにより、保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上につなげていくことが求められる」（保育所保育指針）とされてもいますので、保育所全体として必要と考えられる知識や技能についてはレポートの回覧ではなく、職員会議や報告会などを通じて周知を図るようにしています。

## 【保育内容】

○ 食育計画も評価・反省をおこない、次年度に活かすようにしてください。

⇒ 年3回の報告会において食育計画についても評価・反省をおこなっていますが、記録としては不十分であったため、以後改善策を講じます。

○ 午睡チェック表にも、温度・湿度の記載をする等ご検討ください。

⇒ 午睡時に限らず、事故が発生した場合の検証材料として有効であると考えて、保育室内の温度・湿度を定期的に記録することができる機器を導入します。

○ 2歳児クラスが、トイレと食事用のタオルが共用しているとのことだったので、衛生面からも別々にすることが望ましいです。

⇒ 2歳児クラスの児童がトイレ内の手洗い器で並んで手を洗ってから出ることは難しいという判断があり、室内の手洗い場で手を洗うようにしていたことによるものです。児童の個別の成長に応じて分離するようにします。

○ 緊急的に7時15分から30分までの間、保育士1名体制の日がありました。早めの連絡をするなど、緊急時の連絡体制はとられていますので、今後も1名の保育体制が生じないようお願いします。

⇒ 保育士の複数配置については、児童の突発的な事故などのほか、保育士の事故や体調不良などへの対策であると理解しています。本件は「緊急的に1人が欠けたが、複数配置していたことで開園することができた」というものであると考えています。

○ 仰向け寝について、区では歳児に関わらず徹底するよう指導・助言を行っています。法人としてのお考えについてもうかがっていますが、仰向け寝の徹底についてあらためてご検討いただけますようお願いします。

⇒ 東京都による「1歳児以上でも、乳幼児の家庭での生活や就寝時間、発達の状況など一人一人の状況を把握できるまでの間は、必ず仰向けに寝かせる等、乳幼児の安全確認をきめ細かく行うようにしましょう」について徹底しています。